

ミンジホウケンキュウカイノガイキョウ

九州大学民事法研究会

<https://doi.org/10.15017/1668>

出版情報：法政研究. 40 (2/4), pp.211-216, 1974-03-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



民事法研究会の概況

第一回 昭和四六年五月一五日

「不適法な相殺と実体法上の効果」

報告者 河野正憲（助手）

相殺の抗弁の法的性質が実体法上の形成権の行使であるのか、それとも訴訟行為であるのかについては論争が断えない。最近では、その性質は実体法上の行為であるとしながらも、その抗弁の行使が不適法却下された場合にはその相殺の実体法上の効果も消滅するとの説が多く主張されている。本報告では、これらの諸見解を検討し、その問題を析出する。その際、相殺制度の目的が問題になるが、その要点は学説史上、両債権行使の保障にあったことを確認し、今日でもこの要請があること、その為には相殺の抗弁が不適法却下された場合には相殺の意思表示も「自働的に撤回された」と解釈すべきことを主張した。

第二回 昭和四六年六月一二日

「幼児の過失相殺」

報告者 浅野直人（博士課程）

第三回 昭和四六年七月一〇日

「根抵当立法について」

報告者 渡辺康夫（修士課程）

第四回 昭和四六年九月一一日

「組合の権利主体性」（九大法学二五号掲載）

報告者 相本 宏（博士課程）

今日、組合に権利主体性を認めうるかについては論争がある。その原因は、一つには、わが国において現実に存在する組合の実態がかならずしも明らかでないために、どのような組合に権利主体性を認めうるのか明らかでない、ということによるものと思われる。しかし、論争のもう一つの原因は、より理論的な問題にあると思われる。それは、組合のように構成員が人的無限責任を負う団体に、例えば、当事者能力——これは、権利主体性の一態様である——を認めれば、構成員が個人財産で負担する責任を追及し得なくなるのではないか、という問題である。組合に権利主体性を認めれば、このような特殊な問題が生じる。本報告は、このような問題に答えようとするものであった。

第五回 昭和四六年一〇月一六日

「売買予約における清算義務と第三取得者」（民商法雑誌

六四卷六号掲載）

報告者 原島重義（教授）

最判昭和四五年七月一六日（民集二四卷七号一〇三二頁）に関する判例研究。本判決は、予約権者に清算義務を認め、第三取得者の本登記承諾義務（不登法一〇五条）にそれとの引換え履行の関係をみとめたものである。この問題については、すでに最判昭和四五年三月二六日（民集二四卷三号二〇九頁）を

リーディング・ケースとして、ほかに四つの先例があることを確認し、「引換え履行」の承認は、判決がこの特殊な担保権の実行と配当手続に関して法の創造 (Rechtsfortbildung) を行ったもの、ととらえた。そして「引換え履行」の構造を、登記請求の相手方との関係で判決手続を借りて清算手続を確保しようとするもの、と規定、これとの関連で仮登記・本登記の特質ないし変質を指適する。なお、この判例は、詐害行為取消権者に価格賠償金の分配義務を否定した判例 (最判昭和三七年一月九日民集一六卷一〇号二〇七〇頁) と比べると、かなり思い切ったもの、と注意を促がす。

第六回 昭和四六年一月一三日

「請求認諾について」(九大法学二四号掲載)

報告者 河野正憲(助手)

今日の訴訟法上の通説によれば、請求認諾の法的性質が訴訟行為であるとの点では大体見解が一致している。しかし、本報告では、このような法的性質のいかんによって請求認諾に関する具体的な諸問題が解決する訳ではない点―したがって、法的性質のいかん自体は必ずしも有用ではない点―を確認した上で、請求認諾が「自主的紛争解決行為」であることを中心として諸問題を検討した。その結果、請求認諾が「判決代用物」であるということから、通説はその要件として訴訟要件を要求しているがその必要がないこと、また効果としては、既判力をみとめたのでは問題が生じることなどを主張した。

第七回 昭和四六年一月二日

「有責配偶者の離婚請求」

報告者 緒方直人(助手)

わが国の有責配偶者の離婚請求の問題に関する判例理論は、リーディング・ケースといわれる昭和二七年最高裁判決以来、いわゆる消極的破綻主義の立場を採ってきたとされている。しかし、昭和四六年五月二二日最高裁判決は、長期の別居後に他女と同棲する夫の離婚請求を、その同棲が破綻原因ではないという理由で認容した。そこで、報告では、同判決の位置づけを、判例理論の流れの中で行ない、わが国の学説の検討にも及んだ。

第八回 昭和四七年一月一日

「『法社会学の現代的課題』書評」(法社会学会誌二四号)

〔昭和四七年度〕掲載)

報告者 原島重義(教授)

川島武宜教授の還歴記念論文集第一巻に発表された一三編の論文を紹介し、とくにわが国の法社会学界の現状がここに象徴されていること、すなわち、法社会学は、すぐれて実証科学的な手法と、他方、きわめて現実的な問題に對峙する実践的な方法とに大きく分岐してきたことを指摘。そして前者は、法解釈学において理論的・体系的な追求を放棄し、素人の価値判断(感)を中心にすえたいわゆる利益衡量論と相補関係にある傾向であり、かつて、実証科学的方法と生の哲学が相補関係にあ

った状態を想起させるものがある、と強調。法社会学における理論と実践の関係が中心的なテーマとして問題にされてよい、という。

第九回 昭和四七年二月四日

「利益衡量論」——水本論文」

報告者 相本 宏（博士課程）

本報告は、現在問題になっている利益衡量論を批判的に検討した水本論文——民法学における利益衡量論の成立とその成果
(一)(二)(三)「民商法雑誌六二卷六号、六三卷二号、六三卷四号、六四卷二号」——を紹介したものである。

第一〇回 昭和四七年二月一九日

「利益衡量論」——星野・甲斐論文」

報告者 小野義美（助手）

河野正憲（助手）

△星野論文の報告要旨▽ 星野英一「民法解釈論序説」「民法解釈論序説」補論」を中心としてそこで論じられている利益衡量論の内容を明らかにしようとした。法の解釈とは一定の利益・価値の保護・実現であり、その場合解釈の決め手はどのような利益・価値をどのようにに保護・実現すべきかという一市民としての判断である。価値判断・利益衡量による解釈の具体的方法としては、まず当該紛争における対立利害の類型的処理による明確化、次に「とるべき価値判断」の理論構成としての適用法規の決定・解釈、最後に実現・保護すべき価値・利益の決

定。異質的利益の対立の場合は価値判断（感）による。価値判断基準として人間の尊厳・平等・精神的自由など人類の共通財となった価値を想定。（小野報告分）

△甲斐論文の報告要旨▽ 今日私法の方法論上、利益衡量論が有力に主張され、またその再検討もなされつつある。本報告は、水本論文と共に利益衡量論を検討しておられる甲斐教授の見解を紹介し、とくに「法規の拘束力」の点についての利益衡量論の問題点を指摘した。（河野報告分）

第一一回 昭和四七年四月一五日

「判決理由の拘束力について」

報告者 吉村徳重（教授）

判決理由の既判力を認めるツオイナー理論は、現行法（一九九条一項）の立法趣旨とされる、当事者の意思（予測）と個別訴訟の任務に反しない限りで、その限界を画しようとした。わが国の争点効理論は、これとは異った実践的要請から信義則の定着として判決理由の拘束力をみとめるが、その実質的基準を裁判官の裁量に委ねることに帰着し、法的安定性Ⅱ予測可能性を維持することができない。ツオイナー以後のドイツ理論、ことにヘンケル理論は、弁論主義的訴訟構造のもとでは、当事者の訴訟追行の高度の緊張度の存する限りで、判決理由の既判力を認める。その背景には権利失効（Verwirkung）による既判力の実体的正当化の理論がある。私が米法のコラテラル・エスタップルを参照して、判決理由の拘束力の限界を説いたのも、

ヘンケル理論と共通の配慮があった。わが争点効も、権利失効を媒介とした既判力との関係づけと法的安定性¹¹予測可能性回復のための限界の明確化を要する。

第一二回 昭和四七年七月一三日

「公害における損害賠償論」

報告者 相本 宏（博士課程）

公害被害者は、多くの場合、近くに大きな病院がないとか、充分なりハビリテーションの施設がないといった理由で充分な治療を受けていない。このため、このような人々は充分な治療行為が受けられる人々に比べて積極的損害は少ないという結果になる。また、公害被害者には、自分や家族を養うために、病軀に鞭打って働く人が多い。この場合も、この人達については、得べかりし利益の喪失は少ないという結果になる。

公害被害の場合に典型的にあらわれるこのような不当な結果をどう考えるべきであろうか。本報告は、この問題について、あるべき、なりハビリテーション施設を前提にして、積極的損害額を算定し、病軀に鞭打って働いていないことを前提にして、得べかりし利益の喪失を算定する必要性を主張する。

第一三回 昭和四七年一〇月二一日

「民法理論の古典的体系とその限界」(山中康雄教授還歴

記念「近代法と現代法」所収)

報告者 原島重義（教授）

現在のわが民法学界では、理論回避・体系忌避の傾向がいち

じるしく、民法固有の分野でさえ個別的問題とその解決とが一般理論とどのような関連をもつか、ほとんど論議されることがない、と指摘、これに比べ西ドイツではこの点の論議がさかんであることにかんがみ、西ドイツでの論議を素材に古典的民法理論とは何か、その限界とはどのような意味で生ずるか、を明らかにしようとする。「自由」という基本的価値に貫かれたサヴィニー理論を基準に体系を確認し、この体系になじまない(systemfremd)という意味での限界を示す規範群と、法規の欠缺という意味での限界を示す規範群とがあることを指摘する。そして、これらの事例を主観的権利論と法律行為論に求め、解釈論上の諸問題が根本において、古典理論の限界を明らかにし、古典理論との関連で新しい問題の位置づけがなされること、同時に古典理論の再構成を迫られること、に帰着する、という。したがって法律的構成は、たんに説得技術の巧拙を争うことでもなく、また、古典理論から新しいものへ直接的に推移し、古典理論が単純に廃棄されるようなものでもなく、あらたな段階に即して、古典的なものもとも積極的な側面をとり出し継承することをつねに伴う。これが個別問題の解決と一般理論の関連のあり方ではないか、と問題を提起する。

第一四回 昭和四七年一月二一日

「環境権」

報告者 村島正一（博士課程）

本報告は、大阪弁護士会環境権研究会の提唱した環境権論を

紹介し、それを批判的に検討したものである。

第一五回 昭和四七年一月二三日

「一人会社における株主総会の成立」(民商法雑誌六六卷四号掲載)

報告者 蓮井良憲(教授)

最判昭和四六年六月二四日(民集二五卷四号五九六頁)の判例研究。判旨は、一人会社の場合には、その一人の株主が出席すれば、招集の手續がなくても、株主総会は成立する、とする。報告者は、本件が形式的にも実質的にも唯一人の株主のみをもって組織されている本来の意味での一人会社であると確認したうえ、物的会社としての株式会社では会社信用の基礎は株主よりも資本にあり、株主の員数は株式会社に本質的なものではなく、株式会社の社団性は株主の複数より株主たる地位すなわち株式の複数にある、との視点に立つ。かくて株主の利益保護に関する会社法の諸規定は適用を簡略化することができる、という。さらに、取締役等の出席は総会成立の要件でなく、議案提出権も取締役ではなく単独株主にあるという判旨に替成。

第一六回 昭和四八年三月一二日

「法人格否認の法理について」

報告者 宇野 稔(助手)

法人格否認の法理が、最高裁(昭四四・二・二七第一小)で認知されて以来、実務上その適用をめぐる争われた判決は、

かなりの数に上っている。しかし同法理には、未だ未解決の問題点が多く含まれている。本発表は、このような現状を踏まえ、(一)否認法理の意義・根拠、(二)我国における否認法理の歴史、(三)適用範囲の問題、(四)適用要件論、(五)効果論―①いかなる要件のもとに、いかなる否認の効果が生じるか②否認法理適用の主張ができる者は誰か③債権競合の場合④既判力と当事者適格の問題、(六)個別的制定規定その他の既存のテクニクと否認法理との関係、(七)否認法理の条文上の根拠、以上(四)(五)を中心に七つの問題点に及んだ。

第一七回 昭和四八年五月七日

「訴訟行為と意思の瑕疵」

報告者 河野正憲(北九州大学講師)

今日民事訴訟法上人訴訟行為に関する意思の瑕疵は考慮されないVとの一般命題が承認されている。このような通説は、学説史上、訴訟行為の独自性の強調と民法学における意思主義との対立に規定されている点をまず確認する。この報告では、この点を前提に訴訟行為に関する意思の瑕疵の可能性を検討する。通説によれば、この一般命題を認めつつも、当該訴訟行為が再審事由に該当する場合には意思の瑕疵―とくに詐欺・強迫―の主張をみとめるが、その論旨は一貫したものではない点、意思の瑕疵論の基本にある「私的自治」論を検討するならば、訴訟行為についても意思の瑕疵の主張が認められるべき点を、とくに「自主的紛争解決行為」を中心に検討した。

第一八回 昭和四八年五月二八日

「明認方法に関する一考察——ドイツ民法九五六条——」

報告者 有川哲夫（名城大学助教授）

第一九回 昭和四八年九月一二日

「即時取得と法人の善意・無過失」（民商法雑誌六八卷五号掲載）

報告者 原島重義（教授）

最判昭和四七年一月二二日（民集二六卷九号一六五七頁）

に関する判例研究。判例要旨には、法人における民法一九二条の善意・無過失は、その法人の代表者について決するが、代理人が取引行為をしたときは、その代理人について決すべきこととを宣言したもの、とされているが、報告者は本件の核心はここにあるのではない、と強調。すなわち、本件においては、即時取得は典型的な仲介取引行為をなす者からの譲受けをめぐる問題となっているのであり、いわゆる流通過程における所有権留保については特殊な考慮が必要である、とドイツ法などを参照して指摘する。そして、原審が即時取得を肯定したのはこの点に関する配慮があったからではないか、と推測し、最高裁の破棄差戻判決は形式的にすぎるとはならないか、と疑問を提出する。

第二〇回 昭和四八年一月一二日

「フランス法における滌除について」（民商法雑誌六八卷五号掲載）

報告者 新関輝夫（福岡大学教授）